

上富田町子どもの権利に関する条例推進計画



令和 3 年 4 月

上 富 田 町

はじめに

めまぐるしい現代社会のなかで、子どもをとりまく環境も日々変化しており、体力の低下、規範意識の欠如、いじめや暴力、虐待、近年ではインターネットやスマートフォンを含む携帯電話への過度の依存など、様々な問題が生じています。

しかし、それらの問題は学校教育だけで解決できるものではありません。子どもは大人をうつす鏡という言葉もあります。子どもが自分らしく心豊かに成長していくためには、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携して支えていくことが求められています。

このような状況の中、上富田町では、上富田町子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利に関する様々な施策を総合的に推進するための計画として、「上富田町子どもの権利に関する条例推進計画」を策定しました。

この計画は、「子どもが健やかに育つ環境づくり及び子どもを社会全体で守り育て支援する基盤づくりの実現」を基本理念としています。

この計画に掲げる施策を推進するなかで、すべての町民と町が一体となって、子どもの権利を大切にし、地域がよりよい社会環境になるように努めてまいりたいと考えています。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました上富田町子どもの権利に関する条例策定推進委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの皆様に深く感謝を申し上げます。

令和 3 年 4 月

上富田町長 奥 田 誠

目 次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 意識調査からみる子どもを取り巻く現状.....	2
1 子どもの権利条例について	
2 子どもの参加について	
3 子どものふだんの生活について	
4 子どもの悩みや相談について	
5 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題	
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	
2 基本目標	
3 体系図	
第4章 権利体系ごとの施策	14
1 安心して生きる施策の推進	
2 守り、守られる施策の推進	
3 健やかに育つ施策の推進	
4 参加する施策の推進	
第5章 計画の推進体制と評価	18
1 計画の推進体制	
2 計画の検証	
参考資料.....	19
1. 上富田町子どもの権利に関する条例	
2. 上富田町子どもの権利に関する条例策定推進委員会設置要綱	
3. 上富田町子どもの権利に関する条例策定推進委員会委員名簿	
4. 上富田町子どもの権利に関する条例推進計画策定までの経過	
5. 条例に関するQ&A	
6. アンケート調査（子どもに関する実態・意識調査）	

第1章 計画策定の概要

今日は楽しかったね



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

上富田町では、子どもが健やかに育つ環境づくり及び子どもを社会全体で守り育て支援する基盤づくりの実現を基本方針とした「上富田町子どもの権利に関する条例（以下「条例」といいます）」が令和2年6月15日から施行されました。

令和3年に策定した第5次上富田町総合計画の中では「『花咲く明日につながる口熊野 かみとんだ』～自立、挑戦、協働のまちづくり～」を掲げており、その基本理念には「未来を託す子どもたちが輝くまちづくりを目指します」としています。

その基本理念の実現のためには、子どもの権利を尊重し、保護者や家庭、学校、及び保育所等、地域社会のそれぞれが役割を果たしながら連携し、同じ目的に向かって共に働き、その保障に努めていく必要があります。

上富田町子どもの権利に関する条例の推進計画（以下「計画」といいます）は、条例に基づき、子どもの権利に関する各種施策を総合的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本町は子育て支援のまちづくりを町政の重要施策のひとつとし、保健センターでの母子保健、子育て世代包括支援センターでの各種事業、教育事業などをはじめ、家庭や学校、地域社会が連携し、町民みんなで子どもたちを健やかに育む環境の整備など、子どもの健全育成に関する施策を積極的に推進するよう努めているところです。

この計画は、条例第9条に基づく推進計画として位置づけ、子どもの権利に関連する各種施策等と連携を図っていきます。

3 計画の期間

計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和7年（2025年）度までの5年間とします。

第2章 意識調査からみる子どもを取り巻く現状

計画の策定にあたって、子どもの実態・意識を把握し、計画を策定する際の基礎資料とするため、下記のとおりアンケート調査（子どもに関する実態・意識調査）を実施しました。

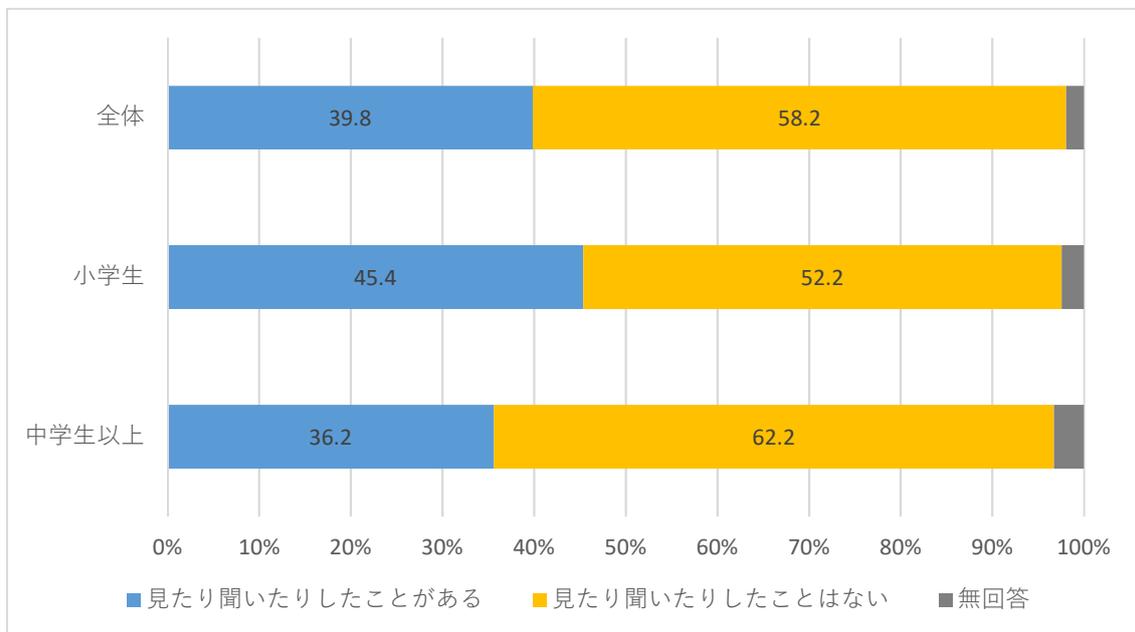
項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	小学4年生から6年生まで	330 票	205 票	62.1 %
	中学生以上 高校3年相当 年齢まで	670 票	312 票	46.6 %
	合計	1,000 票	517 票	51.7 %
対象者の抽出 方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	令和3年1月12日～22日			
調査方法	郵送による配付・回収			

1 子どもの権利条例について

子どもの権利条例についての認知度は 39.8%の子どもが「見たり聞いたりしたことがある」と回答しました。

【問 14】 子どもが夢と希望をもち、幸せにくらせるために守られなければならない権利を「子どもの権利」といいます。上富田町では、子どもの権利をみんなで大切にするためのきまりとして、「子どもの権利条例」をつくりました。

あなたは、子どもの権利に関する条例について、見たり聞いたりしたことがありますか。

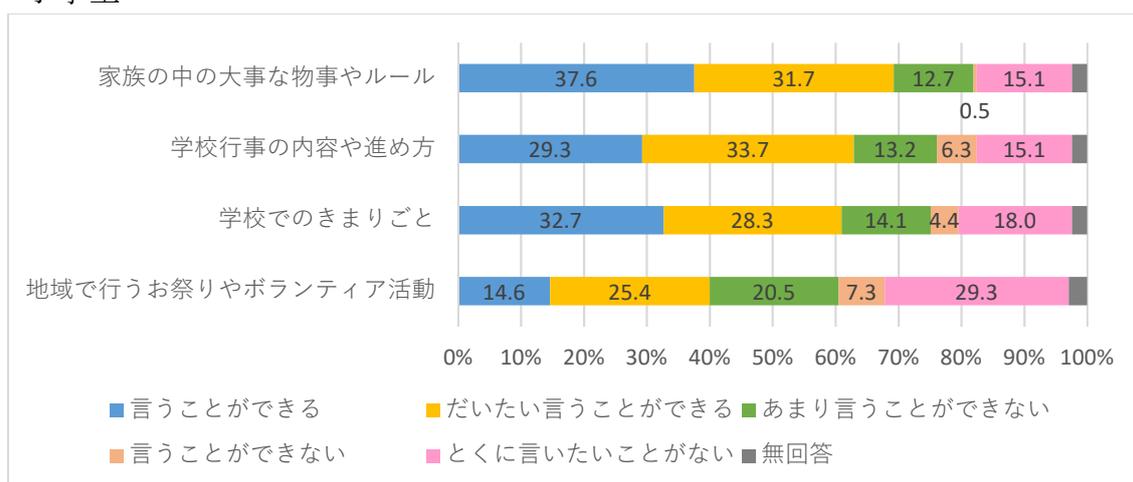


2 子どもの参加について

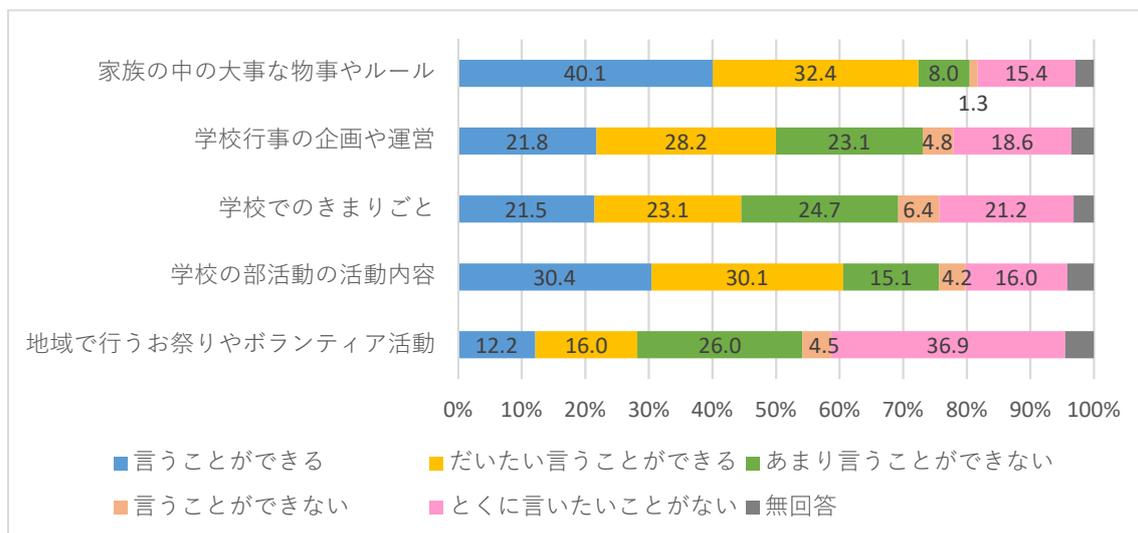
子どもが自分の考えや思いがあるときに、意見を言うことができるかについての問いに対し、「言うことができる」「だいたい言うことができる」と回答があった子どもの割合については、特に「家族の中の大事な物事やルールについて」の意見表明についての割合が一番高くなっています。しかし、「地域で行うお祭りやボランティア活動などについて」は、「あまり言うことができない」の割合が他の項目と比べて高くなっており、子どもの意見表明・参加が必ずしも十分でないことが伺える結果となっています。また、この項目については「とくに言いたいことがない」も高い割合を示しており、子ども自身が地域の活動に参加する意識については高くないということが伺えます。

【問 16】あなたは、次のことがらについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができますか。

小学生



中学生以上



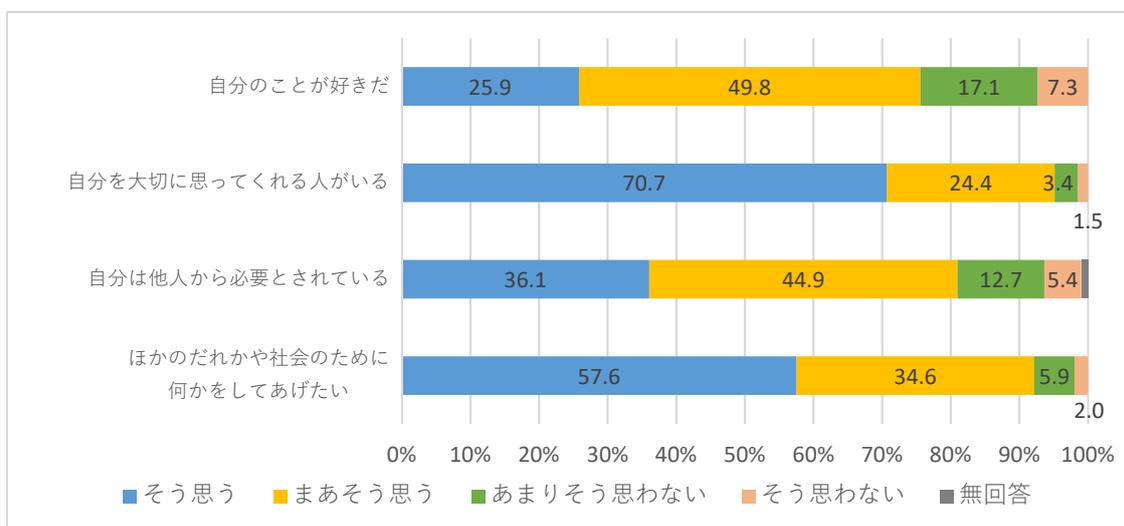
3 子どものふだんの生活について

(1) 子どもの自己肯定感について

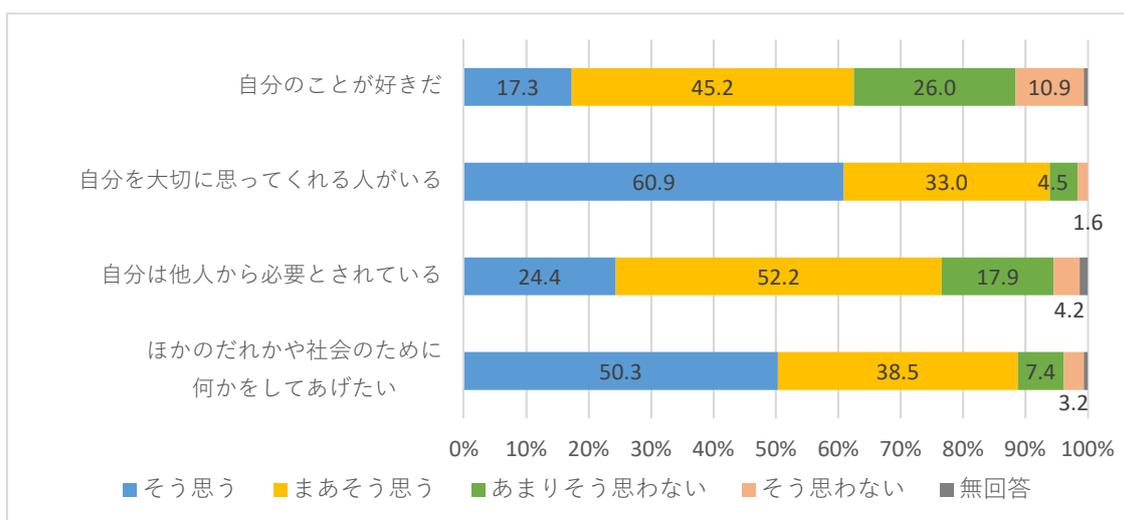
自分のことをどう思うかについての問いに対し、小学生、中学生以上とも、「自分を大切に思ってくれる人がいる」「ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい」について、「そう思う」「まあそう思う」の合計は80%を超える結果となりました。また、中学生以上で「自分のことが好きだ」について、「そう思う」「まあそう思う」と回答している割合は小学生より低いものの60%を超えています。

【問7】あなたは自分自身のことについて、どのように思っていますか。

小学生



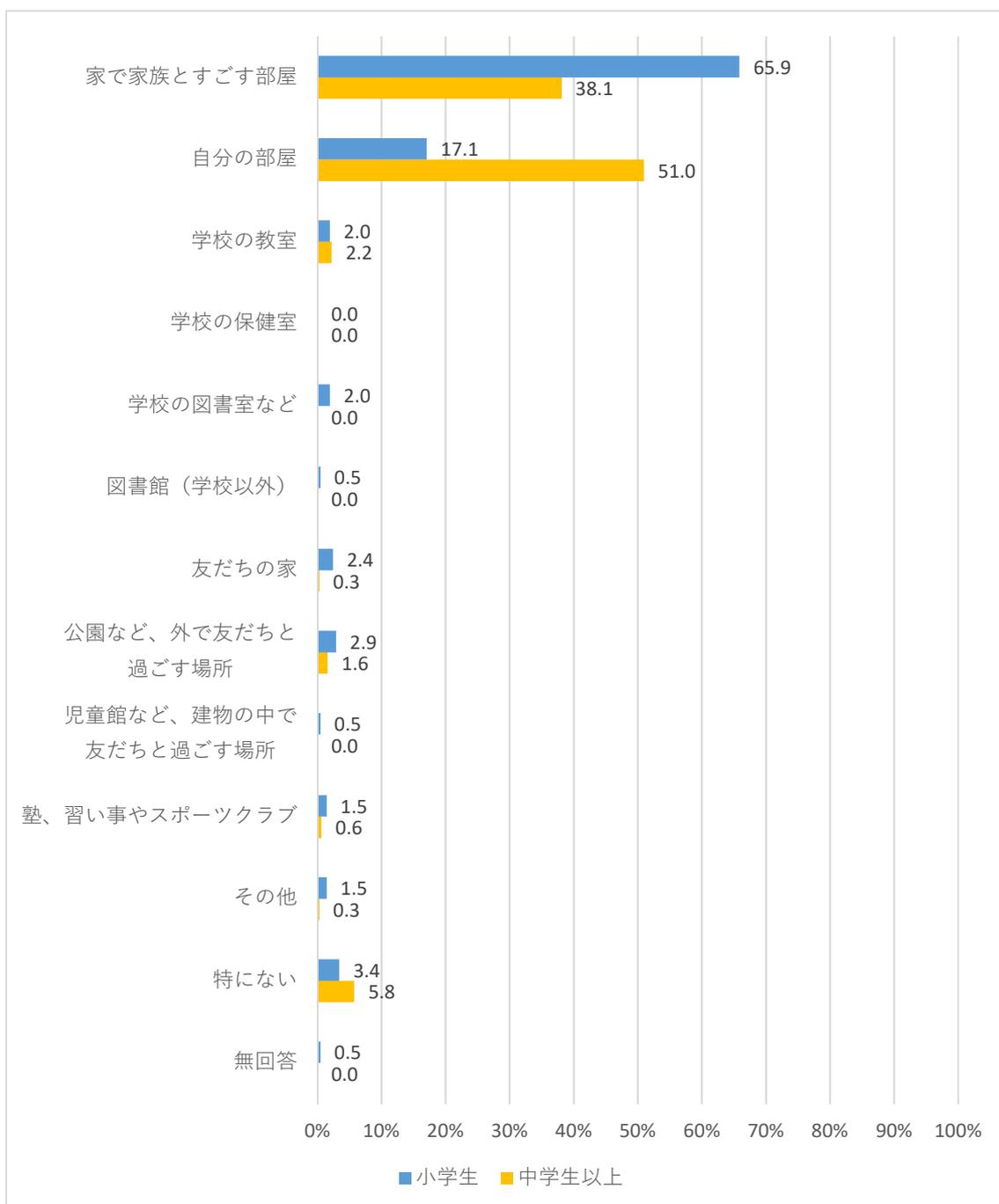
中学生以上



(2) 安心できる場所について

「ほっ」とでき、安心していられる場所については「家で家族と過ごす部屋」「自分の部屋」が高い割合になっています。また、中学生以上で「自分の部屋」と回答している割合は小学生よりも多く、50%を超える結果となりました。

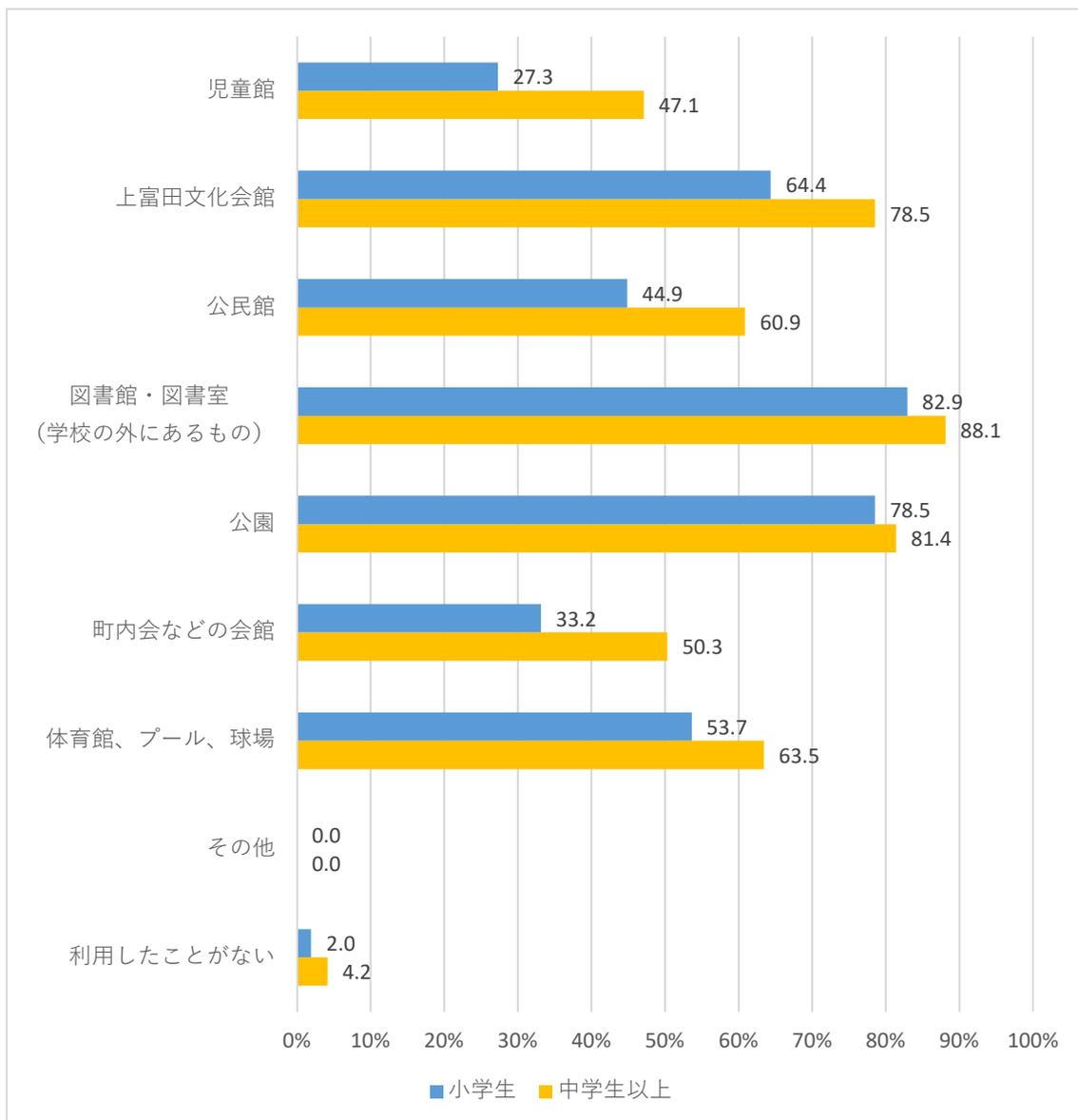
【問4】あなたが普段の生活の中で、一番「ほっ」とでき、安心していられるのはどのようなところですか。



(3) 遊び場、居場所について

遊び場、居場所となる公共施設については、図書館・図書室（学校の外にあるもの）、公園が高い利用状況になっています。

【問9】あなたは、上富田町にある次の施設のうち、利用したことがあるものはどれですか。（複数回答可）



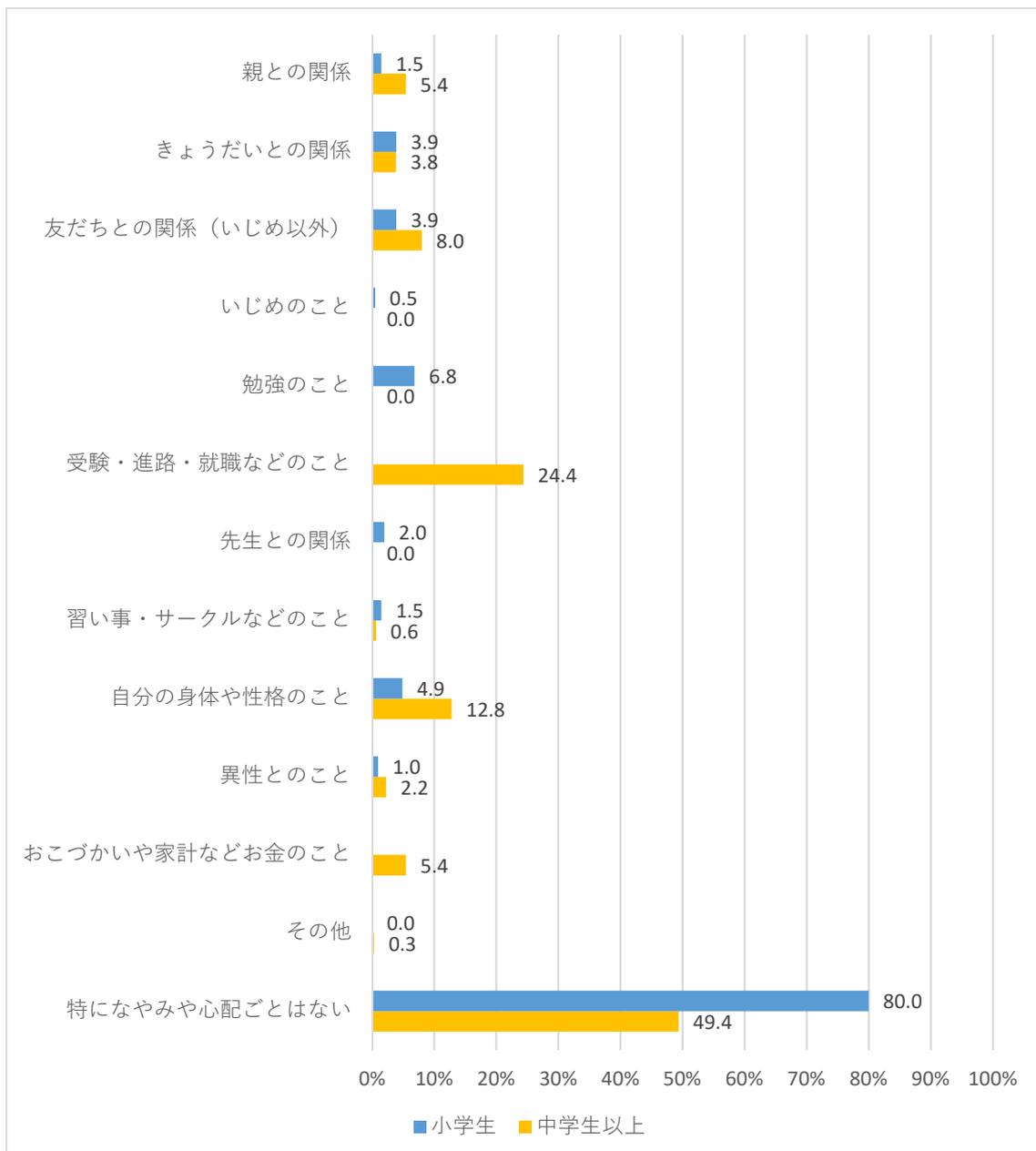
4 子どもの悩みや相談について

(1) 子どもの悩み事について

日ごろの生活の中での悩み事については、小学生で「特になやみや心配ごとはない」と回答している割合が80%を超えているのに対し、中学生以上では「受験・進路・就職などのこと」、「自分の身体や性格のこと」など悩み事がある子どもの割合が高くなっています。

【問5】あなたは、日ごろの生活の中で、何か困っていることや、嫌なこと、悩み事がありますか。(複数回答可)

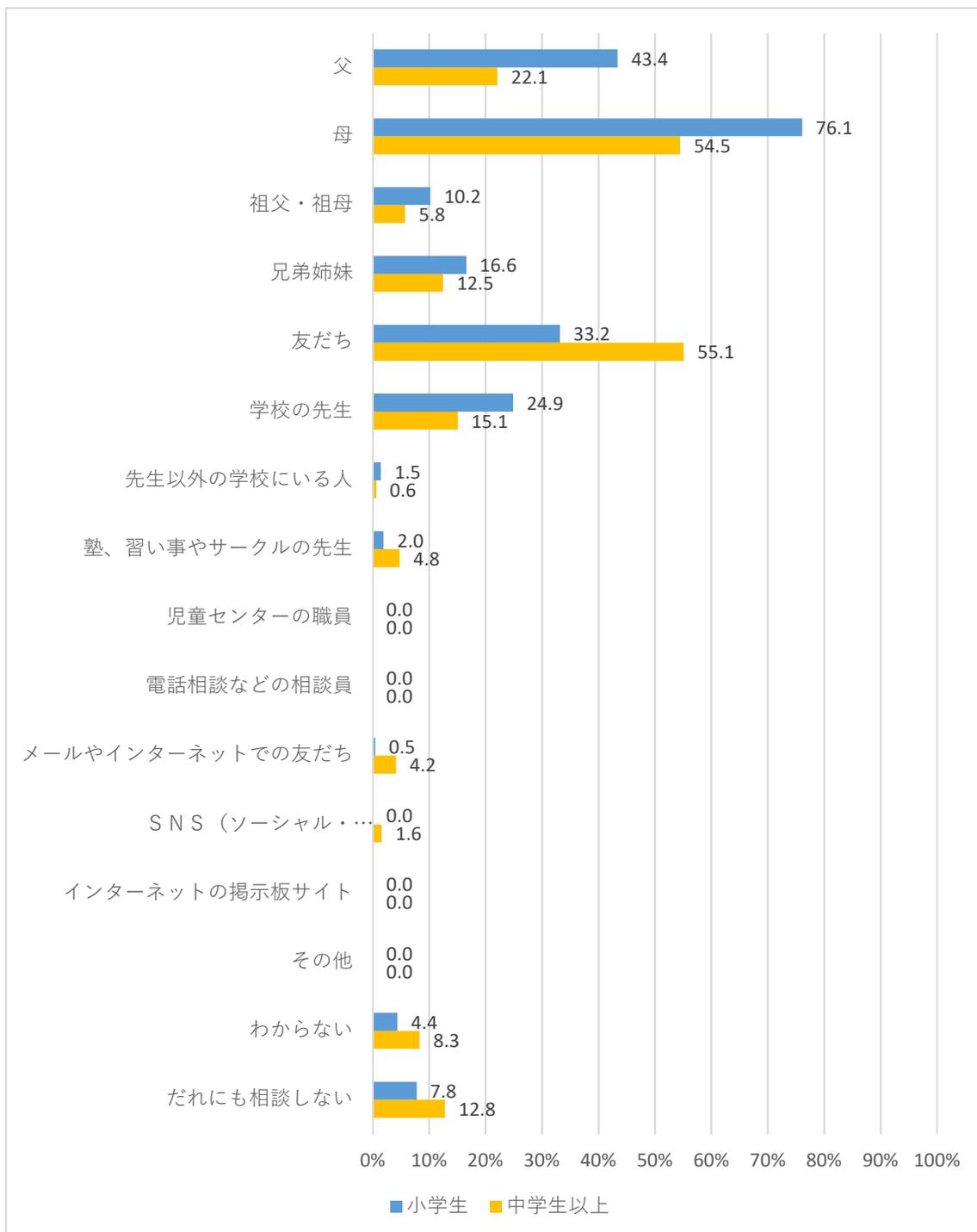
※小学生の質問項目に「受験・進路・就職などのこと」、「おこづかいや家計などお金のこと」がないため中学生のみ記載



(2) 子どもの相談相手について

日ごろの生活の中で困ったことや悩み事を相談する相手は、小学生、中学生以上とともに親、兄弟姉妹などの家族の項目や友だちに回答している割合が高くなっています。しかし、「だれにも相談しない」と回答した子どもの割合も一定以上の割合があることが伺えます。

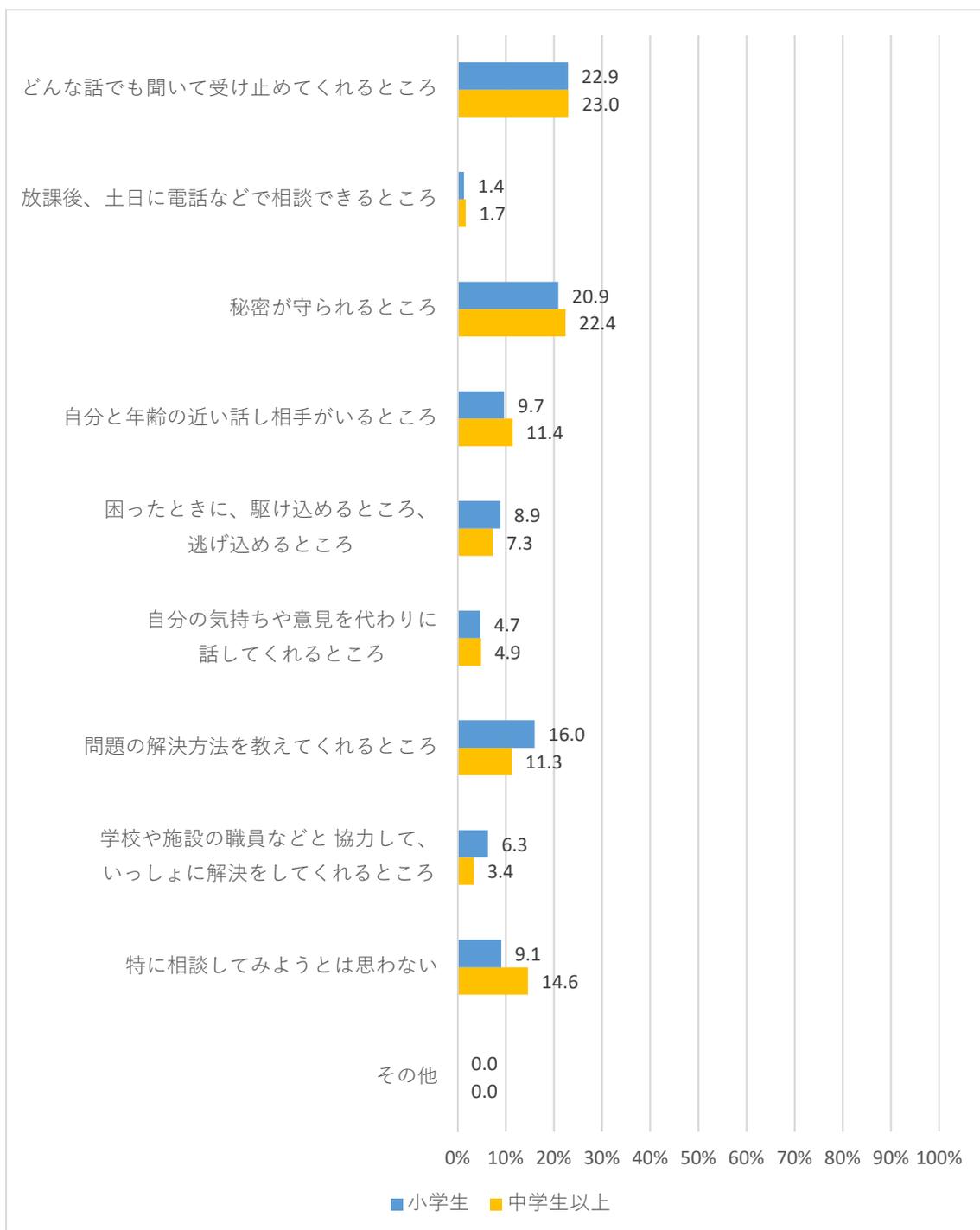
【問6】あなたは、なやみごとをだれに相談しますか。(複数回答可)



(3) 子どもが困ったときの相談について

困ったときや悩み事を相談してみようと思うところは、小学生、中学生以上ともに「どんな話でも聞いて受け止めてくれるところ」、「秘密が守られるところ」に回答している割合が高くなっています。

【問13】あなたはどのようなところであれば、相談してみようと思いますか。
(複数回答可)



5 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題

「子どもに関する実態・意識調査」の結果などから、子どもの権利推進計画策定にあたっての課題は次のとおりです。

(1) 子どもの権利についての広報・啓発活動の推進

子どもの権利条例を令和2年6月15日に施行したばかりですが、条例そのものの認知度は、いまだ高いとは言えない状況です。

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもも含めたより多くの町民が子どもの権利条例について理解を深める必要があり、効果的な広報や啓発活動を行うことが課題となります。

(2) 子どもの意見表明、参加の機会の拡大

地域において、子どもが行事などの企画運営に参加し、意見を言ったりすることについて、子ども自身の意識は決して高いとは言えず、なかなか意見を表明することが難しいのが現状です。

社会の一員として子どもが様々な場面において自分の意見を表明し、積極的に参加することができるよう、地域全体で意見を言いやすく、参加しやすい仕組みをつくるための啓発を行っていくことが課題となります。

(3) 子どもの居場所の充実

子どもの健やかな成長のためには、ふだんの生活の中で自分が受け止められ、安心して過ごすことができると実感することや、様々な活動を通して人間関係をつくり合うことが大切です。

子どもが大人に見守られ安心して遊び、活動し、人間関係をつくることのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

(4) 子どもの権利の侵害への対応

いじめや児童虐待といった子どもの権利の侵害が大きな社会問題となっています。いじめや児童虐待は子どもの心身に深い傷を与え、子どもの成長や発達に重大な影響を及ぼします。

子どもには、いじめや児童虐待などから守られる権利があるということや、ひとりの人間として尊重される権利があることを理解し、行政のみならず、町民が一丸となって子どもの権利の侵害を防ぐ環境づくりに取り組むことが重要です。

これらの課題を踏まえて、子どもの権利推進計画を策定します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念	「子どもが健やかに育つ環境づくり及び子どもを社会全体で守り育て支援する基盤づくりの実現」
------	--

子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、誰もがその健やかな成長を願っています。

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、子どもにとって最善の利益が尊重されることが大切です。

条例では、子どもにとって大切な権利を明らかにすることや、子どもの権利の保障を進めるための仕組みなどについて必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

このことから、本計画の基本理念は、条例が目指す目的として掲げられている「子どもが健やかに育つ環境づくり及び子どもを社会全体で守り育て支援する基盤づくりの実現」とします。

2 計画の基本目標

基本理念に掲げた「子どもが健やかに育つ環境づくり及び子どもを社会全体で守り育て支援する基盤づくりの実現」をするため、取り組みの視点と施策の方向性として、児童の権利条約に掲げられている次の4つの柱を基本目標とし、施策を進めていきます。

(1) 安心して生きる施策の推進

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれることを保障する各種施策を推進します。

(2) 守り、守られる施策の推進

子どもが守り、守られるために、権利の侵害や危険から守られ、子どもが尊重され支援を受けられる各種施策を推進します。

(3) 健やかに育つ施策の推進

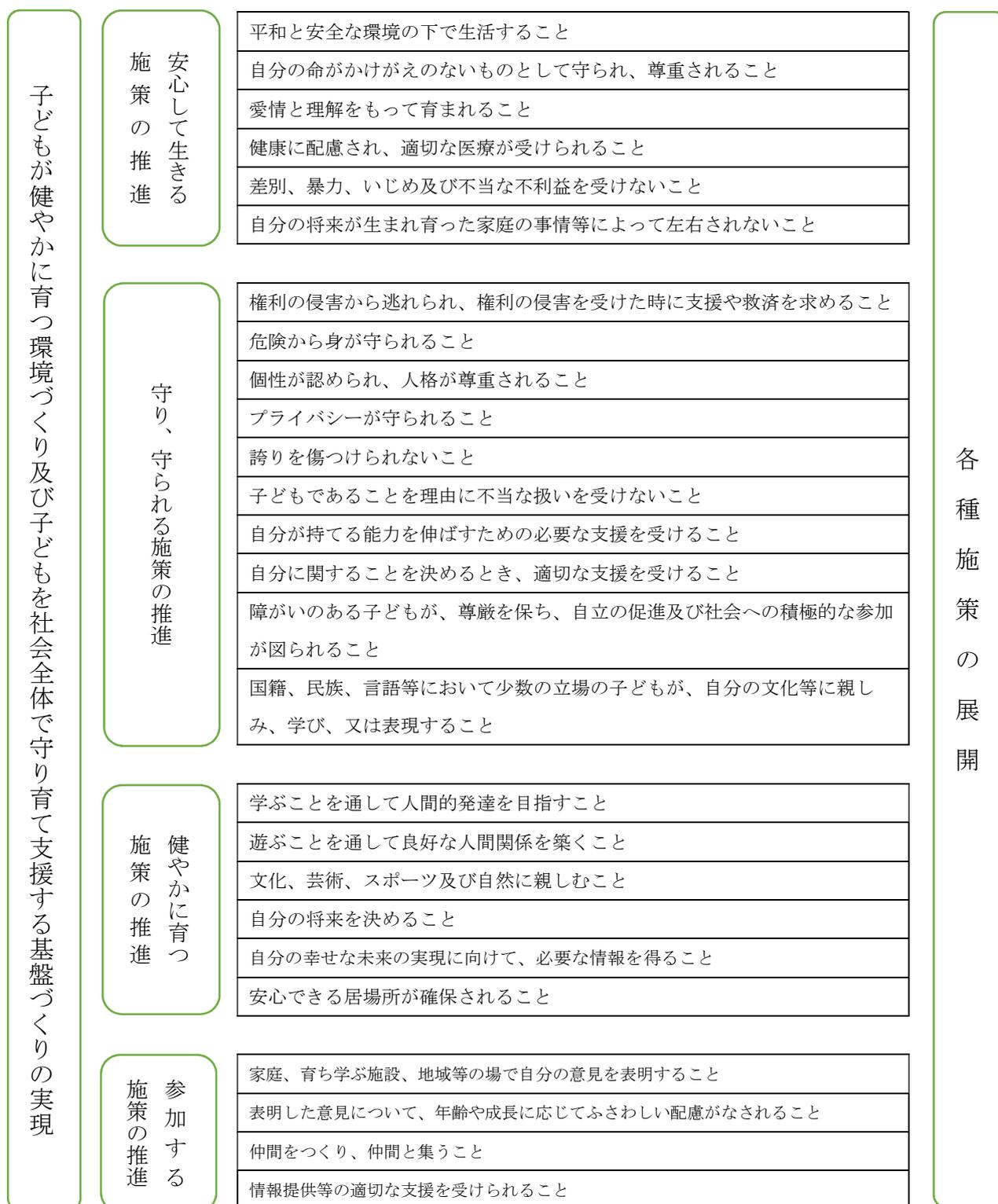
子どもが健やかに育つために、人間的発達を目指し、人間関係を築くとともに、居場所が確保されるなどの各種施策を推進します。

(4) 参加する施策の推進

子どもが自ら社会に参加するために、自分で意見を表明したり仲間と集うことができるなどの各種施策を推進します。

3 計画の体系

子どもの権利に関する推進計画では、児童の権利条約に掲げられている権利の体系を推進計画の体系として各種施策を展開します。



第4章 権利体系ごとの施策

1 安心して生きる施策の推進

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれることを保障する各種施策を推進します。

(1) 平和と安全な環境の下で生活すること

- ・小中学校の通学路安全点検の実施
- ・子どもの養育支援とDV被害の母及び子の保護

(2) 自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること

- ・子育て支援の充実

(3) 愛情と理解をもって育まれること

- ・良好な保育環境の確保
- ・子育て情報の発信
- ・子育て支援の充実
- ・ひとり親家庭等の親子に対する支援
- ・社会的養護の推進

(4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること

- ・疾病等の予防・治療に係る支援
- ・学校での健康保持
- ・健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産するための知識啓発や支援
- ・健全な食生活の推進
- ・乳幼児の心身の健康増進と異常の早期発見
- ・ひとり親家庭等の親子に対する支援

(5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと

- ・ネグレクト DV 防止の啓発
- ・いじめ等の未然防止と早期発見
- ・適正な子どもの養育の確保と要支援児童に対する支援

(6) 自分の将来が生まれ育った家庭の事情等によって左右されないこと

- ・子どもの貧困対策の推進

2 守り、守られる施策の推進

子どもが守り、守られるために、権利の侵害や危険から守られ、自分が尊重され支援を受けられる各種施策を推進します。

- (1) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けた時に支援や救済を求めること
 - ・ 権利の相談・救済と侵害された権利の回復の支援
- (2) 危険から身が守られること
 - ・ 青少年健全育成の推進
 - ・ 子どもに対する防災対策
 - ・ 子どもに対する交通安全対策
- (3) 個性が認められ、人格が尊重されること
 - ・ 豊かな心を育む教育の充実
- (4) プライバシーが守られること
 - ・ 人権擁護の推進
- (5) 誇りを傷つけられないこと
 - ・ 人権擁護の推進
- (6) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと
 - ・ 人権擁護の推進
- (7) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること
 - ・ 子どもたちの力を育てる活動の推進
 - ・ 青少年育成環境の整備
- (8) 自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること
 - ・ 青少年育成環境の整備
- (9) 障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること
 - ・ 障がいのある子どもに対する社会参加の促進
 - ・ 障がいのある子どもの支援
 - ・ 障がいのある子どもとその親の支援

- (10) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現すること
- ・人権擁護の推進
 - ・学校教育での他言語等の子どもの支援

3 健やかに育つ施策の推進

子どもが健やかに育つために、人間的発達を目指し、人間関係を築くとともに、居場所が確保されるなどの各種施策を推進します。

- (1) 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと
- ・子どもの学びの支援
 - ・教員に対する支援
 - ・教育環境の充実
 - ・学習の経済的支援
 - ・読書活動の推進
- (2) 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと
- ・子どもの遊び場所としての公園などの環境整備
 - ・遊ぶ場所の提供
- (3) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと
- ・スポーツに親しむ施策の推進
 - ・文化・芸術・自然に親しむ事業の展開
 - ・外国の文化などに親しむ事業の展開
- (4) 自分の将来を決めること
- ・将来を決めるために必要な能力の促進
- (5) 自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること
- ・次代が求めるスキルの基本的事項習得機会の確保
 - ・子どもの権利に関する広報啓発活動の推進
- (6) 安心できる居場所が確保されること
- ・子どもの居場所の提供
 - ・不登校児童生徒への適応指導や保護者への支援

4 参加する施策の推進

子どもが自ら社会に参加するために、自分で意見を表明したり仲間と集うことができるなどの各種施策を推進します。

(1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること

- ・意見表明への支援
- ・子どもの参加の促進

(2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること

- ・参加した結果の公表
- ・意見反映の機会の提供と支援

(3) 仲間をつくり、仲間と集うこと

- ・仲間づくりの支援

(4) 情報提供等の適切な支援を受けられること

- ・情報提供の支援
- ・主体的な情報取得の支援
- ・子どもの権利に関する広報啓発活動の推進

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本計画は、本町の子どもに関する施策全般にわたるため、計画の推進に当たっては、人権、福祉、保健、教育などの各部門と連携して事業を行い、進捗を管理していきます。

また、すべての町民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。このことから、地域の各種関係団体などと連携をしながら、施策を推進していきます。

2 計画の評価・検証

子どもの権利に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、上富田町子ども権利条例策定推進委員会において進捗状況の評価、検証を行います。あわせて、子どもの意識を確認していきます。

計画期間は5年ですが、社会情勢に応じ、より良い施策のあり方について、適宜、調査、研究を行っていくとともに、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

参考資料

1. 上富田町子どもの権利に関する条例 (令和2年6月 条例第28号)

(目的)

第1条 この条例は、子どもが健やかに育つ環境づくり及び子どもを社会全体で守り育て支援する基盤づくりの実現に向けた基本方針を定め、町、保護者、地域住民、学校等及び企業等の責務を明らかにし、これらが協働して子育てに関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例において「学校等」とは、学校、幼稚園、保育所その他これらに類する教育又は保育の場をいう。

3 この条例において「企業等」とは、事業を営む法人及び個人をいう。

(基本方針)

第3条 子どもの幸福が第一に考えられ、子どもの権利が最大限に守られるまちづくりを推進する。

2 子育ての意義について理解を深め、ゆとりある子育ての環境を整え、子育ての喜びが実感できるまちづくりを推進する。

3 地域の社会資源を有効に活用し、町、保護者、地域住民、学校等及び企業等が役割を担いつつ協働して子育てに取り組むまちづくりを推進する。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本方針にのっとり、子どもに関する基本的かつ総合的な施策を実施しなければならない。

2 町は、子どもが社会の一員であることを自覚できるよう、子どもの社会参加の機会の拡大に配慮しなければならない。

3 町は、子どもの意見及び立場を考慮しつつ、子どもの個性を伸ばし、人間性を豊かにする活動の機会の拡大に配慮しなければならない。

4 町は、広大で美しい自然並びに豊かな歴史及び文化を活かし、子どもが先人に学び、地域に誇りを感じる場を提供しなければならない。

5 町は、子どもが安全で安心して生活できる環境の整備に努めなければならない。

6 町は、保護者、地域住民、学校等及び企業等と連携し、推進体制を整備するとともに、その充実に努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、愛情と責任を持って子どもを養育する義務があることを認識し、社会の一員としての自覚を持った子どもを育てるため、町、地域住民、学校等及び企業等と連携し、子どもに基本的な生活習慣及び社会のきまりを守る意識を身に付けさせるよう努めなければならない。

(地域住民の責務)

第6条 地域住民は、日常のふれあいを通じて、子どもが豊かな人間関係を身に付け、社会の一員としての自覚を形成できるよう、社会参加の経験を積む場を提供するとともに、安全で安心な環境づくりに努めなければならない。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、町、保護者、地域住民及び企業等と連携し、子どもの心身の発達を助長し、子どもが自ら学び主体的に考える力等を身に付けられるよう努めるとともに、保護者に対する子育てに関する相談及び支援に努めなければならない。

(企業等の責務)

第8条 企業等は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、その雇用する者が子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、町、保護者、地域住民及び学校等と連携し、子どもの育成に関する活動を支援し、協力するよう努めなければならない。

(推進計画の策定)

第9条 町は、子どもに関する施策を推進するため、推進計画を策定するものとする。

2 町は、前項の推進計画の策定に当たって、町民の意見を十分に反映させるよう努めなければならない。

(虐待、いじめ等の防止)

第10条 町、保護者、地域住民、学校等及び企業等並びに関係機関は、互いに連携し、子どもに対する虐待、いじめ等の予防、早期発見及び保護に努めなければならない。

(教育・啓発活動の充実)

第11条 町、保護者、地域住民、学校等及び企業等は、互いに連携し、子どもの人権が尊重され、安全で安心して育つことができる環境づくりの大切さについて、教育・啓発活動の充実に努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 上富田町子どもの権利条例策定推進委員会設置要綱（令和元年11月要綱第2号）

（設置）

第1条 上富田町子ども権利条例（以下「子ども権利条例」という。）の策定、検討及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、上富田町子ども権利条例策定推進委員会（以下「策定推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定推進会議は、次の事項に関し、必要な意見を述べ決定する場とする。

- （1）子ども権利条例の策定に関すること。
- （2）子ども権利条例の検討及び推進に関すること。

（組織）

第3条 策定推進会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、町長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定推進会議に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開するものとする。ただし、議長は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

（庶務）

第7条 策定推進会議の庶務は、教育委員会において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3. 上富田町子どもの権利に関する条例策定推進委員会委員名簿（16名）

（令和3年3月現在）

選出区分	所属団体	氏名
学識経験者	町社会教育委員	幾島 浩恵
	スクールカウンセラー	上野 晃
	紀南児童相談所	伊藤 尚人
	町教育委員（弁護士）	中松 村夫
学校教育関係者	県立はまゆう支援学校	稲田 進彦
	上富田中学校	小川 裕史
	上富田町小学校長会	辻岡 直樹
地域関係者	上富田町青少年育成町民会議	上羽 寛
	町立保育所保護者会	竹中 伸吾
	上富田町PTA連合会	平野 好史
関係団体	上富田町父母子どもクラブ連絡協議会	福田 和晃
	上富田町商工会（企業代表）	長井 保夫
	人権擁護委員会	深見 はつみ
	民生児童委員会	谷本 義久
	私立岩田幼稚園	宮本 眞子
	町立保育所	寺前 正子

敬称略（選出区分別 五十音順）

策定検討委員（関係事務局）（5名）

所属団体	氏名
上富田町教育委員会	事務局
上富田町青少年育成町民会議	事務局
上富田町父母子どもクラブ連絡協議会	事務局
上富田町子育て世代包括支援センター	事務局
上富田町住民生活課生活グループ	事務局

4. 上富田町子どもの権利に関する条例推進計画策定までの経過

令和元年	5月10日	第1回	庁内関係職員検討会議（作業部会）
令和元年	7月10日		町長と検討部会（関係職員）との懇談会
令和元年	11月25日	第2回	庁内関係職員検討会議（作業部会）
令和元年	11月26日		上富田町子ども権利条例策定推進委員会設置要綱公布
令和元年	12月19日	第1回	策定推進委員会議
令和2年	1月6日	第3回	庁内関係職員検討会議（作業部会）
令和2年	1月16日	第2回	策定推進委員会議（アンケート内容諮問）
令和2年	1月20日		条例策定のためのアンケート実施（発送）
令和2年	2月14日		アンケート締め切り
令和2年	2月29日		アンケート集約
令和2年	3月16日	第4回	庁内関係職員検討会議（作業部会）
令和2年	3月17日	第3回	策定推進委員会議（結果報告・条例（案））
令和2年	3月19日		
	～4月7日		パブリックコメント（20日間）
令和2年	5月11日	第4回	策定推進委員会議（条例上程（案）確定）
令和2年	5月11日		町長へ答申
令和2年	5月25日		議会委員会へ報告
令和2年	6月15日		議会上程
令和2年	6月15日		告示（条例公布）
令和2年	10月2日	第5回	庁内関係職員検討会議（作業部会）
令和2年	11月30日	第5回	策定推進委員会議（推進計画策定討議）
令和3年	1月12日		
	～1月22日		推進計画策定のためのアンケート実施
令和3年	2月19日		アンケート集約
令和3年	2月22日		
	～3月12日		パブリックコメント（19日間）
令和3年	2月26日	第6回	庁内関係職員検討会議（作業部会）
令和3年	3月23日	第6回	策定推進委員会議（推進計画策定承認）
令和3年	4月		上富田町子ども権利に関する条例推進計画公布

5. 条例に関するQ&A

Q 1.

「子どもの権利」とは何でしょうか？

A 1.

子どもの権利とは、生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが、子ども期を生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない権利で、いわば、子どもの基本的人権ということができます。

これらの権利は、この条例の制定により新たに認められるものではなく、生まれながらにして、誰もが持っており、日本国憲法や児童の権利に関する条約で保障されているものです。

子どもは、弱く未成熟な存在であるとともに、成長・発達する過程にある存在です。

このような子ども期の特殊性を踏まえたうえで、子どもが、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、町全体で支援していくことが求められます。

Q 2.

児童の権利に関する条約とは何でしょうか？

A 2.

子どもたちの基本的人権の保護と人間としての尊厳が守られることを願って、平成元年（1989年）、国連において採択されたのが「児童の権利に関する条約」です。日本でも平成6年（1994年）に同条約を批准しています。

Q 3.

児童の権利に関する条約があるのに、条例が必要な理由は何ですか？

A 3.

子どもたちを取り巻く状況は、いじめ、不登校、虐待など、様々な問題が発生しています。

この条例は、上富田町の実情に応じて、日本国憲法や条約の範囲内で特に大切と考えられる子どもの権利を定めるものです。もちろん、憲法や条約に定める基本的人権の範囲を逸脱して、新たな権利を定めるものではありません。

子どもは家庭や地域社会の愛情に包まれ、権利を保障されることにより、豊かな人格を形成し健やかに成長していくことができます。

上富田町においても、家庭や学校、地域社会が連携し、町民みんなで子どもたちを健やかに育む環境の整備が大切であると考え、上富田らしい「子どもの権利に関する条例」を作ろうと考えました。

Q 4.

この条例を作るために、どのような取り組みをしてきたのですか？

A 4.

令和元年11月「上富田町子ども権利条例策定推進委員会設置要綱」を公布、学識経験者、各種団体を代表する者、関係行政機関などで構成される検討委員会を令和元年12月に設置し、「子どもの権利に関する条例を制定するためのアンケート」により子どもや大人の意見を、また、上富田町のホームページで意見等募集（パブリックコメント）を実施し、広く町民全体の意見を取り入れた条例づくりを進めてきました。

Q 5.

子どもに条例の趣旨が正しく理解されず、権利の濫用が起きますか？

A 5.

子どもが、権利を正しく理解せず、その権利を濫用することは、大変残念なことですが、そうしたことが起こらないようにするためにも、「年齢や成長に応じた指導、助言等の支援を行い」と条例にあるとおり、保護者はどのようなことが権利の濫用に当たるのかということをし、しっかりと子どもに教え、指導していく必要があります。

町は、条例により、このように権利を定めることで、上富田町に住む一人ひとりの子どもが、自らの権利に関心を持ち、正しく学び、そして他人の権利を尊重することを学習できる大きなきっかけになると考えています。

Q 6.

権利ばかりを教えると、子どもは、義務や責任を果たせない我がままな大人になるのではないですか？

A 6.

子どもの役割や守るべきルールのことを、一般に「義務」や「責任」ということもあります。子どもの権利は、何かの義務や責任を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらに、すべての子どもが無条件に有しているものです。

子どもの権利は、いわば、子どもの基本的人権ともいうことができます。しかし、権利や自由とは、自分の思うままに、何でもできるということではありません。自分の決めたことや起こした行動には、責任が伴います。また、実生活の中では、権利と権利、自由と自由がぶつかり合うこともあり、このような場合にはお互いの主張を調整することが求められます。

このように、権利を行使する際には、自分だけではなく、相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要があります。子どもの権利を、発達段階に応じて正しく学び、権利を行使し、調整する経験を繰り返す中で、子どもは、我がままになるのではなく、むしろ、自然に、相手の気持ちを想像できるようになり、子どもの考える力や判断する力に加え、他者を思いやる力、他者を配慮する力などが養われると考えています。

Q 7.

子どもに対して権利が保障されている反面、保護者・家庭、学びの施設や地域の役割では「努めなければならない」となっているようですが、「しなければならぬ」ではないのはどのような考え方ですか？

A 7.

この条例で定めている内容は、条約の趣旨を、上富田町の実情に即した形で具現化するものであり、この条例によって、新たな義務を町民等に課すものではなく、条約に基づき有している町民等の責務を改めて確認するものと考えています。

Q 8.

条例には保護者・家庭や学びの施設の役割が定められていますが、家庭のしつけや学校の教育方針に不当に介入することにはならないですか？

A 8.

保護者・家庭、学びの施設の方には、本条例趣旨をご理解のうえ、子どもの権利の保障について、より配慮した取組を行っていただきたいと考えています。

また、しつけとは、家庭などで行う礼儀作法などの教育のことであり、日常生活を送るうえで、あるいは、将来、社会で活躍するために、正しいしつけを受け、それを身につけることは、子どもにとって必要なことで、保護者の大切な役割です。子どもの権利としつけが相反するわけではなく、むしろ、正しいしつけを受けることも、大切な子どもの権利の一つであると考えられます。

教育についても同様であり、これらのことから、この条例が家庭のしつけや学校教育へ不当に介入することにはならないと考えています。

Q 9.

第2条に「子どもとは」の定義はどのような人ですか？

A 9.

この条例では18歳未満を「子ども」と定義しています。18歳に達した者でも、高等学校に在学している場合や児童福祉施設に入所している人で必要に応じて広く認める必要がある人などは、18歳未満の者と取扱いを同じくすることが適切なこともあり、18歳未満の者が通学する学びの施設に、同様に通学する者が該当します。

6. アンケート調査（子どもに関する実態・意識調査）内容

子どもに関する実態・意識調査(小学4年～6年生用)へのご協力のお願い

上富田町には、子どもが夢と希望をもち、幸せに暮らせるまちを目指すためのきま

りとして「子どもの権利に関する条例」があります。

この調査（アンケート）は、みなさんが日々どんな思いをもって過ごしているのかを

お聞きするもので、子どもに関する上富田町のまちづくりを考えるための参考

にしたいと考えています。

今回、お送りしたのは、その調査票（この用紙）と送付用の封筒です。突然のお願い

いではありますが、ご協力をよろしくお願ひします。

～この調査票をご覧になった保護者の方へ～

●アンケート用紙をお送りする方の選び方

・調査の対象者は、令和3年1月1日現在で9歳から18歳までの方の中から、1,000人を、偏りがないように、くじ引きのような方法（無作為抽出）で選びました。

●プライバシーには十分注意します

・この用紙や送付用の封筒にお子様の名前や住所を書く必要はありません。
・回答の結果は、数字でまとめますので、お子様が答えた内容を、他の人に知られることはありません。
・このアンケートを目的以外に使うことはありません。

●お子様本人がお答えください

・この用紙が入っていた封筒のあて先に書かれている名前のお子様が、思っていることや考えていることを自由に書くようにお伝えください。

かいどう
回答のしかた

- 1 全部ぜんぶ答えこたられなくてもかまいませんので、答えこたられるところかだけ書いてください。
- 2 自分じぶんの答えこたを自分じぶんで書いてください。
- 3 答えこたを書かくときは、えんぴつくろか黒あおまたは青のボールペンしょうなどを使用ししてください。
- 4 答えこたは、あてはまる番号ばんごうを○でかこんでください。
- 5 答えこたの○の数かずは、問といごとにちがいます。(例：「1つだけ」「あてはまるものにくつつでも」)
- 6 「その他た ()」をえらんだら、かっこの中なかにできるだけ内容ないようを書かいてください。
- 7 この用紙ようしや送付用そうふようの封筒ふうとうにあなたの名前なまえや住所じゅうしょを書かかないでください。
- 8 書き終かわったら、この調査票ちょうさひょうを、いっしょに入はいっている封筒ふうとうに入れ、1月がつ22日にち(金きん)までに、郵便ゆうびんポストいに入れてください(切手きっては必要ひつようありません)。

問い合わせ：上富田町教育委員会 総務課 (47-5930 内線 623)

あなたのことについてお聞きします

問1 あなたの性別せいべつに○をつけてください。

- 1 男おとこ 2 女おんな

問2 あなたの学年がくねんに○をつけてください。

- 1 小 学 4 年 生しょう がく ねんせい 2 小 学 5 年 生しょう がく ねんせい 3 小 学 6 年 生しょう がく ねんせい

問3 あなたはどこの小学校しょうがっこうの区域くいきにお住まいすですか。あてはまるものに1つ
だけ○をつけてください。

- 1 朝来小学校区あさしょうがっこうく 2 生馬小学校区いくましょうがっこうく 3 岩田小学校区いわだしょうがっこうく
4 岡小学校区おかしょうがっこうく 5 市ノ瀬小学校区いちのせしょうがっこうく

あなたのふだんの生活せいかつについてお聞ききします

問4 あなたがふだんの生活せいかつの中で、一番いちばん「ほっ」とでき、安心あんしんしていられるのはどのようなところですか。
あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- | | |
|---|--|
| 1 家 <small>いえ</small> で家族 <small>かぞく</small> とすごす部屋 <small>へや</small> | 2 自分 <small>じぶん</small> の部屋 <small>へや</small> |
| 3 学校 <small>がっこう</small> の教室 <small>きょうしつ</small> | 4 学校 <small>がっこう</small> の保健室 <small>ほけんしつ</small> |
| 5 学校 <small>がっこう</small> の図書室 <small>としよしつ</small> など | 6 図書館 <small>としよかん</small> (学校 <small>がっこう</small> 以外 <small>いがい</small>) |
| 7 友だち <small>とも</small> の家 <small>いえ</small> | 8 公園 <small>こうえん</small> など、外 <small>そと</small> で友だち <small>とも</small> と過ごす場所 <small>す すごす ばしょ</small> |
| 9 児童館 <small>じどうかん</small> など、建物 <small>たてももの</small> の中で友だち <small>なか とも</small> と過ごす場所 <small>す すごす ばしょ</small> | 10 塾 <small>じゅく</small> 、習 <small>なら</small> い事 <small>ごと</small> やスポーツクラブ |
| 11 その他 <small>ほか</small> () | 12 特 <small>とく</small> にない |

問5 あなたは、日ごろの生活せいかつの中で、何か困なにっていることこまや、いやなこと、なやみごとがありますか。
あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | | |
|--|--|
| 1 親 <small>おや</small> との関係 <small>かんけい</small> | 2 きょうだいとの関係 <small>かんけい</small> |
| 3 友だち <small>とも</small> との関係 <small>かんけい</small> (いじめ <small>いがい</small> 以外) | 4 いじめのこと |
| 5 勉強 <small>べんきょう</small> のこと | 6 先生 <small>せんせい</small> との関係 <small>かんけい</small> |
| 7 習 <small>なら</small> い事 <small>ごと</small> ・サークルなどのこと | 8 自分 <small>じぶん</small> の身体 <small>からだ</small> や性格 <small>せいかく</small> のこと |
| 9 異性 <small>いせい</small> とのこと | 10 その他 <small>ほか</small> () |
| 11 特 <small>とく</small> になやみや心配 <small>しんぱい</small> ごとはない | |

問6 あなたは、なやみごとをだれに相談そうだんしますか。あてはまるものにもいくつでも○をつけてください。

1 お父 <small>とう</small> さん	2 お母 <small>かあ</small> さん	3 おじいさん・おばあさん
4 きょうだい	5 友 <small>とも</small> だち	6 学校 <small>がっこう</small> の先生 <small>せんせい</small>
7 先生 <small>せんせい</small> 以外の学校 <small>がっこう</small> にいる人 <small>ひと</small>	8 塾 <small>じゅく</small> 、習 <small>なら</small> い事 <small>ごと</small> やサークルの先生 <small>せんせい</small>	
9 児童館 <small>じどうかん</small> の職員 <small>しよくいん</small>	10 電話 <small>でんわ</small> 相談 <small>そうだん</small> などの相談員 <small>そうだんいん</small>	
11 メールやインターネットでの友 <small>とも</small> だち	12 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	
13 インターネットの掲示板 <small>けいじばん</small> サイト	14 その他 <small>ほか</small> ()	
15 わからない	16 だれにも相談 <small>そうだん</small> しない	

問7 あなたは、自分自身じぶんじしんのことについて、どのように思おもっていますか。それぞれ、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	そう思 <small>おも</small> う	まあそう思 <small>おも</small> う	あまりそう思 <small>おも</small> わない	思 <small>おも</small> わない
1 自分 <small>じぶん</small> のことが好き <small>す</small> いだ	1	2	3	4
2 自分 <small>じぶん</small> を大切 <small>たいせつ</small> に思 <small>おも</small> ってく れる人 <small>ひと</small> がいる	1	2	3	4
3 自分 <small>じぶん</small> は他人 <small>たにん</small> から必要 <small>ひつよう</small> とさ れている	1	2	3	4
4 ほかのだれかや社会 <small>しゃかい</small> のた めに何か <small>なに</small> をしてあげたい	1	2	3	4
あなたが体験 <small>たいけん</small> したことなどについてお聞き <small>き</small> します				

問8 あなたは、この1年間ねんかんで、住すんでいる地域ちいきで次つぎのような活動かつどうに参加さんかした

ことや、^{こうどう}行動をしたことがありますか。

あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1 ^{まつ} お祭り	2 スポーツなどのイベント
3 ^{むかしあそ} 昔遊びを ^{おし} 教えてもらうイベント	4 ^{せいそう} 清掃や ^{ぼうさい} 防災などの ^{かつどう} 活動
5 ^{がいこく} 外国の人と ^{ひと} ふれあう ^{かつどう} 活動	6 ^{としよ} お年寄りと ^{かつどう} ふれあう活動
7 ^{しょう} 障がいのある ^{ひと} 人と ^{かつどう} ふれあう活動	8 その他 (^{ほか})
9 まったくしたことがない	

^{とい}問9 あなたは、^{かみとんだちょう}上富田町にある^{つぎ}次の^{しせつ}施設のうち、^{りよう}利用したことがあるものはどれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1 ^{じどうかん} 児童館	2 ^{かみとんだぶん} 上富田文化 ^{かいかん} 会館
3 ^{こうみんかん} 公民館	4 ^{としょかん} 図書館・ ^{としょしつ} 図書室 (^{がっこう} 学校の ^{そと} 外にあるもの)
5 ^{こうえん} 公園	6 ^{ちょうないかい} 町内会などの ^{かいかん} 会館
7 ^{たいいくかん} 体育館、 ^{きゅうじょう} プール、 ^{きゅうじょう} 球場	8 その他 (^{ほか})
9 ^{りよう} 利用したことはない	

あなたとくらしているお父^{とう}さんやお母^{かあ}さんなど保護^{ほごしや}者^きについてお聞き^きします

問10 あなたといっしょにくらしている保護^{ほごしや}者^{なか}の中で、よく話^{はなし}をするのはだれ
ですか。 あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 お父^{とう}さん 2 お母^{かあ}さん 3 おじいさん・おばあさん
4 いっしょにくらす施設^{しせつ}の職員^{しよくいん} 5 その他^{ほか} ()
6 ほとんど話^{はなし}をしない

問11 あなたといっしょにくらしている保護^{ほごしや}者^{なか}の中で、ふだん、あなたのこと
をよく分^わかってくれていると思^{おも}う人^{ひと}はだれですか。 あてはまるものにいく
つでも○をつけてください。

- 1 お父^{とう}さん 2 お母^{かあ}さん 3 おじいさん・おばあさん
4 いっしょにくらす施設^{しせつ}の職員^{しよくいん} 5 その他^{ほか} ()
6 分^わかってくれていると思^{おも}う人^{ひと}は
いない

問12 あなたと話をするときの保護者のことで、次のようなことを感じたこと

がありますか。それぞれ、もっとも近いものに○をつけてください。

	よくある	ときどきある	あまりない	ない	わからない
1 話をまじめに聞いてくれない	1	2	3	4	5
2 けなしたり、ばかにしたりする	1	2	3	4	5
3 あなたの意見を聞かずに、自分の意見をおしつける	1	2	3	4	5
4 態度や、服装、友だちのことで、口うるさく注意する	1	2	3	4	5
5 その時の気分で態度が変わる	1	2	3	4	5

こま 困ったときの相談などについてお聞きします

とい 問 13 あなたはどのようなところであれば、相談してみようと思いますか。

あてはまるものにくつでも○をつけてください。

- 1 どんな話でも聞いて受け止めてくれるところ
- 2 放課後、土日に電話などで相談できるところ
- 3 ひみつが守られるところ
- 4 自分と年齢の近い話し相手がいるところ
- 5 困ったときに、かけこめるところ、逃げこめるところ
- 6 自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ
- 7 問題の解決方法を教えてくれるところ
- 8 学校や施設の職員などと協力して、いっしょに解決をしてくれるところ
- 9 特に相談してみようとは思わない
- 10 その他 ()

こ
子どもの権利^{けんり}についてお聞き^きします

とい 問 14 こ どもがゆめ^{ゆめ}と希望^{きぼう}をもち、しあわ^{しあわ}せにくらせるためにまも^{まも}られなければなら

ない権利^{けんり}を「子どもの権利^{けんり}」といいます。かみとんちょう^{かみとんちょう}には、こ どもの権利^{けんり}を

みんな^{たいせつ}で大切に^{たいせつ}するためのきまりとして、「こ どもの権利^{けんり}に関する^{かん}条例^{じょうれい}」
があります。

あなたは、こ どもの権利^{けんり}に関する^{かん}条例^{じょうれい}について、み^みたり聞き^きいたりしたこ
とがありますか。 あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1 み^みたり聞き^きいたりしたことがある
- 2 み^みたり聞き^きいたりしたことはない

とい 問 15 あなたは、次のことがらについて、自分の考えや思いがあるときに、

それを言うことができますか。それぞれ、もっとも近いもの1つに○をつけてください。

	言うことができる	だいたい言うことができる	あまり言うことができない	言うことができない	とくに言いたいことがない
1 <small>かぞく なか だいじ ものごと</small> 家族の中の大事な物事やルールについて	1	2	3	4	5
2 <small>がっこうぎょうじ ないよう すす かた</small> 学校行事の内容や進め方について	1	2	3	4	5
3 <small>がっこう</small> 学校でのきまりごとについて	1	2	3	4	5
4 <small>ちいき おこな まつ かつどう</small> 地域で行うお祭りやボランティア活動などについて	1	2	3	4	5

インターネットについてお聞きします

問 16 あなたは、授業以外でパソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）

でインターネットを利用していますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|-----------------------------------|---|----------|
| 1 携帯電話でもパソコンでも利用している | } | 問 16-1 へ |
| 2 主に携帯電話で利用している | | |
| 3 主にパソコンで利用している | | |
| 4 利用していない → 質問は終わりです。ありがとうございました。 | | |

<問 16 で「1～3」に○をつけた方にお聞きします>

問 16-1 上富田町のホームページを利用したことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1 利用したことがある
- 2 利用したことはない
- 3 上富田町のホームページかどうかわからない

このアンケートの集計結果は、これから、上富田町が子どもに関するまちづくりを考えるための資料とします。ありがとうございました。

子どもに関する実態・意識調査「中学生以上用」へのご協力をお願い

上富田町には、子どもが夢と希望をもち、幸せに暮らせるまちを目指すためのきまりとして「子どもの権利に関する条例」があります。

この調査（アンケート）は、みなさんが日々どんな思いをもって過ごしているのかをお聞きするもので、子どもに関する上富田町のまちづくりを考えるための参考にしたいと考えています。今回、お送りしたのは、その調査票（この用紙）と送付用の封筒です。

突然のお願いではありますが、ご協力をよろしくお願ひします。

●アンケート用紙をお送りする方の選び方

・調査の対象者は、令和3年1月1日現在で9歳から18歳までの方の中から、1,000人を、偏りがないように、くじ引きのような方法（無作為抽出）で選びました。

●プライバシーには十分注意します

・この用紙や送付用の封筒にあなたの名前や住所を書く必要はありません。
・回答の結果は、数字でまとめますので、あなたが答えた内容を、他の人に知られることはありません。

●本人がお答えください

・この用紙が入っていた封筒のあて先に書かれている名前の方が、お答えください。

～この調査票をご覧になった保護者の方へ～

この調査は、上記の目的以外に使うことはありません。

また、この調査票からお子様個人やご家庭が特定されることはありません。お子様が思っていることや考えていることを自由に書くようお伝えください。

回 答 の 方 法

- 1 全部答えられなくてもかまいませんので、答えられるところだけ回答してください。
- 2 自分の答えを自分で書いてください。
- 3 答えを書くときは、鉛筆か黒または青のボールペンなどを使用してください。
- 4 答えは、あてはまる番号を○でかこんでください。
- 5 答えの○の数は、問いごとに違います。（例：「1つだけ」「あてはまるものにいくつでも」）
- 6 「その他（ ）」を選んだら、かっこの中にできるだけ内容を書いてください。
- 7 この用紙や送付用の封筒にあなたの名前や住所を書かないでください。
- 8 書き終わったら、この調査票を、いっしょに入っている封筒に入れ、1月22日（金）までに、郵便ポストに入れてください（切手は必要ありません）。

問い合わせ：上富田町教育委員会 総務課 （47-5930 内線 623）

問5 あなたは、日ごろの生活の中で、何か困っていることや、嫌なこと、悩み事がありますか。

あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1 親との関係	2 兄弟姉妹との関係
3 友だちとの関係 (いじめ以外)	4 いじめのこと
5 勉強のこと	6 受験・進路・就職などのこと
7 先生との関係	8 習い事・サークルなどのこと
9 自分の体や性格のこと	10 異性とのこと
11 おこづかいや家計などお金のこと	12 その他 ()
13 特になやみや心配ごとはない	

問6 あなたは、なやみごとをだれに相談しますか。

あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1 父	2 母	3 祖父・祖母
4 兄弟姉妹	5 友だち	6 学校の先生
7 先生以外の学校にいる人	8 塾、習いごとやサークルの先生	
9 児童センターの職員	10 電話相談などの相談員	
11 メールやインターネットでの友だち	12 SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス)	
13 インターネットの掲示板サイト	14 その他 ()	
15 わからない	16 だれにも相談しない	

問7 あなたは、自分自身のことについて、どのように思っていますか。それぞれ、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

	そう思う	うまあそう思	思わない	あまりそう	いそう思わな
1 自分のことが好きだ	1	2	3	4	
2 自分を大切に思ってくれる人がいる	1	2	3	4	
3 自分は他人から必要とされている	1	2	3	4	
4 ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい	1	2	3	4	

あなたが体験したことなどについてお聞きします

問 8 あなたは、この1年間で、住んでいる地域で次のような活動に参加したことや、行動をしたことがありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 地域のお祭り | 2 地域のスポーツなどのイベント |
| 3 昔遊びを教えてもらうイベント | 4 地域の清掃や防災などの活動 |
| 5 国際交流活動 | 6 高齢者とふれあう活動 |
| 7 障がいのある人とふれあう活動 | 8 募金・献血などの活動 |
| 9 その他 () | 10 まったくしたことがない |

問 9 あなたは、上富田町にある次の施設のうち、利用したことがあるものはどれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1 児童館 | 2 上富田文化会館 |
| 3 公民館 | 4 図書館・図書室 (学校の外にあるもの) |
| 5 公園 | 6 町内会館などの会館 |
| 7 体育館、プール、球場 | 8 その他 () |
| 9 利用したことはない | |

あなたと暮らしている保護者についてお聞きします

問 10 あなたといっしょに暮らしている保護者の中で、よく話をするのはだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | | | |
|-----------------|-------------|---------|
| 1 父 | 2 母 | 3 祖父・祖母 |
| 4 いっしょに暮らす施設の職員 | 5 その他 () | |
| 6 ほとんど話をしない | 7 一人で暮らしている | |

問 11 あなたといっしょに暮らしている保護者の中で、ふだん、あなたのことをよく分かってきていると思う人はだれですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | | | |
|--------------------|-------------|---------|
| 1 父 | 2 母 | 3 祖父・祖母 |
| 4 いっしょに暮らす施設の職員 | 5 その他 () | |
| 6 分かってきていると思う人はいない | 7 一人で暮らしている | |

問 12 あなたと話をするときの保護者のことで、次のような不満を感じたことがありますか。それぞれ、もっとも近いものに○をつけてください。

	よくある	ときどきある	あまりない	ない	わからない
1 話をまじめに聞いてくれない	1	2	3	4	5
2 けなしたり、ばかにしたりする	1	2	3	4	5
3 あなたの意見を聞かずに、自分の意見をおしつける	1	2	3	4	5
4 態度や、服装、友だちのことで、口うるさく注意する	1	2	3	4	5
5 その時の気分で態度が変わる	1	2	3	4	5

困ったときに相談などについてお聞きします

問 13 あなたはどのようなところであれば、相談してみようと思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 どんな話でも聞いて受け止めてくれるところ
- 2 放課後、土日に電話などで相談できるところ
- 3 秘密が守られるところ
- 4 自分と年齢の近い話し相手がいるところ
- 5 困ったときに、駆け込めるところ、逃げ込めるところ
- 6 自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ
- 7 問題の解決方法を教えてくれるところ
- 8 学校や施設の職員などと協力して、いっしょに解決をしてくれるところ
- 9 特に相談してみようとは思わない
- 10 その他 ()

子どもの権利についてお聞きします

問 14 子どもが夢と希望をもち、幸せにくらせるために守られなければならない権利を「子どもの権利」といいます。上富田町では、子どもの権利をみんなで大切にするためのきまりとして、「子どもの権利条例」をつくりました。

あなたは、子どもの権利に関する条例について、見たり聞いたりしたことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1 見たり聞いたりしたことがある
2 見たり聞いたりしたことはない

問 15 あなたは、次のことがらについて、自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができますか。それぞれ、もっとも近いもの1つに○をつけてください。

	言うことができる	だいたい言うことができる	あまり言うことができない	言うことができない	とくに言いたいことがない
1 家族の中の大事な物事やルールについて	1	2	3	4	5
2 学校行事の企画や運営について	1	2	3	4	5
3 学校でのきまりごとについて	1	2	3	4	5
4 学校の部活動の活動内容について	1	2	3	4	5
5 地域で行うお祭りやボランティア活動などについて	1	2	3	4	5
インターネットについてお聞きします					

問 16 あなたは、パソコンや携帯電話（スマートフォン含む）でインターネットを利用していますか（授業などでの利用は除きます）。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- | | |
|--|------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 携帯電話でもパソコンでも利用している2 主に携帯電話で利用している3 主にパソコンで利用している4 利用していない → 質問は終わりです。ありがとうございました。 | } 問 16-1 へ |
|--|------------|

<問 16 で「1～3」に○をつけた方にお聞きします>

問 16-1 上富田町のホームページを利用したことがありますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 利用したことがある2 利用したことはない3 上富田町のホームページかどうかわからない |
|--|

ありがとうございました。

このアンケートの集計結果は、これから、上富田町が子どもについてのまちづくりを考えるための資料とします。